

「ねんきん特別便」が3月までに届いたら

きつと

消えた年金の被害者です

社会保険庁が管理している国民年金、厚生年金の記録のうち、誰のものか分からない約5000万件の持ち主を探すための通知が「ねんきん特別便」です。3月までに「特別便」が送付されるのは、右の約1000万人です。

つまりこの間に「特別便」の届く方は、まず間違いなく「消えている部分のある方」だと言えます。

これ以外の全受給者・全加入者には、4月以降に加入記録の一覧が送られる予定です。

3月までに「特別便」届く方

- ①氏名、生年月日、性別の3条件が一致する
受給者 …………… 約250万人
- ②氏名、生年月日、性別の3条件が一致する
現役加入者 …………… 約600万人
- ③条件を緩めて検索した該当者
…………… 100万～200万人

チェックポイントはここ！

(被保険者編)

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7-14-21
年金 太郎 様

432109876543

社会保険庁

①基礎年金番号
1234-567890

(あなたの加入記録)

・生年月日 昭和47年 4月 2日
・作成年月日 平成19年12月 1日

②番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船船			
2	国年	国民年金			
3	厚年	東京株式会社 (厚生年金基金加入期間)			
4	共済	〇〇共済組合			42
5	厚年	高井戸社会保険 株式会社			43

⑧国民年金

納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	⑩年金加入期間合計(⑧+⑨+⑩)
15	0	0	0	0	0	15	55 (12)	55 (12)	18	18	88
国民年金の加入月数の合計 → 19											

⑪共済組合等加入月数 42 ⑫合計加入期間(⑧+⑨) 130

注：⑩欄は、共済組合等から社会保険事務センターに情報提供されている加入月数です。平成5年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。また、退職一時金が支払われた期間は含まれません。

⑭備考欄(特別扱いの期間等)

「特別便」には、肝心の「消えた可能性のある記録」がどのようなものかはいっさい明示されていません。結局、社会保険庁は本人の記憶まかせで申請せよという態度で、許せません。

空白があるはず！

3月までに送られる方は、資格期間に空白があるはずで、まずは資格取得と喪失年月日を並べてみて、空白の部分を探しましょう。

何をしていたか？

その時何をしていたか思い出してください。会社員(厚生年金)、公務員(共済年金)、自営業や無職(国民年金)、専業主婦(国民年金3号)だった可能性があります。

思い出せないときは、古い通帳やアルバム、給与明細や名詞などを見たり、家族・友人に確認してみましょう。

加入歴の届け出を

思い出した加入歴を同封の書類に記載して、社会保険庁に届けましょう。これで消えた年金を取り戻すことができます。

空白期間を埋めて
消えた年金を取り戻そう！

↑ 社会保険庁から送られてくる「ねんきん特別便」